

指定管理者申請要項

1 施設の目的

(1) 施設の設置目的

市街地における駐車場需要に応じ、交通事故や交通渋滞の原因となる違法駐車の削減を図るとともに、多くの市民に利用される地域に根ざした商店街づくりを目指し、来街者の利便性の向上、並びに政所商店街の振興を図る。

(2) 事業者等に求める施設の管理運営や方向性

政所商店街周辺における違法駐車の削減、及び来街者の利便性の向上、政所商店街の振興を図るため、次の方策を行う。

- ①施設の開閉（鍵の開錠・施錠）、迷惑駐車の排除を厳に行い、来街利用者の利便性を高める。
- ②駐車場の清掃等を徹底し、利用者の安全、利用促進に努める。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

周南市政所駐車場

(2) 施設の所在地

周南市政所三丁目15番1～5、15～16

(3) 施設の沿革

平成20年5月1日に設置し、指定管理者制度を導入。

(4) 施設規模

敷地面積：1,259.37m²

(5) 休日・運営時間

休日：無し

運営時間：午前9時～午後10時

3 申請書受付期間

令和7年9月22日（月）～9月26日（金）の午後5時15分までに必着（郵送可）

4 質問の受け付け等

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年9月17日（水）～9月18日（木）の午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問票（別紙1）に記入のうえ、提出。FAX又は電子メールでの提出も可。

FAX番号：0834-22-8357

電子メール：shoko@city.shunan.lg.jp

(3) 回答方法

令和7年9月17日（水）～9月19日（金）にFAX又は電子メールで回答。

5 管理の条件

(1) 応募資格

ア 周南市内に事務所を置く法人または団体

イ 法人又は団体で、施設管理業務が可能で、駐車場の管理運営に関する活動、知識、経験及び熱意があること。

ウ 法人若しくは団体又はその代表者が、次に該当する場合は申請できない。

・法律行為を行う能力を有しない場合

・破産者であつて復権を得ない場合

・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、周南市における一般競争入札等の参加を制限されている場合

・申請書受付期間の初日前2年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合

・申請書受付期間の初日前2年間で、指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合

・国税、県税又は市税を滞納している場合

・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等である場合

(2) 指定管理者が行なう業務 ※別紙「仕様書」を参照

ア 駐車場の管理運営に関する業務

イ 駐車場の使用及び制限に関する業務

ウ 駐車場及び附属設備の維持管理に関する業務

(3) 利用料金制度

無料駐車場のため、利用料金制度は無し。

(4) 関係法令の遵守等

- ア 関係法令及び条例の規定を遵守すること
 - イ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
 - ウ 施設の運営に関して、必要な情報公開を積極的に行なうことにより、市民、利用者の信頼を得る努力をすること（情報公開取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることをいう）
 - エ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと（個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることをいう）
- 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定める。

(5) 自主事業

定められた指定管理業務に支障の出ない範囲で、指定管理者は自ら企画した業務を行うことができる。

※自主事業を行う場合には、事前に市の承認が必要。また、自主事業に係る費用については、すべて指定管理者の負担とする。

(6) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(7) 指定管理料

施設の管理（運営）に要する経費に充てるため、周南市は指定管理者に対し指定管理期間に次の金額を上限として指定管理料を支払う。

指定管理料上限額（5年間）4,230,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ア 申請時に、収支計画書等で明記すること。
- イ 年度の予算の範囲内において、年度ごとの個別協定により決定し、年に1回一括で支払う。（協定は、指定の期間を通じた基本協定と年度ごとの個別協定の2種類締結する）細目的事項については、協議のうえ協定で定める。
- ウ 法人格のない団体であっても指定管理者となることで、法人税等の納税義務者となる場合がある。

(8) リスク分担等に関する事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適正な施設の管理運営が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、周南市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が

当該期間内に改善することができなかつたときには、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- イ 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設の管理運営の継続が困難と認められる場合は、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- ウ ア又はイにより指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は周南市に生じた損害を賠償しなければならない。
- エ 管理業務に関するリスク分担については、別途協定で定めるが、基本方針は以下のとおりである。

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域住民、施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	別途協議
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（市から指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払遅延（指定管理者から市）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模によるもの）	○	
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（極めて小規模によるもの）	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特	○	

	定できないもの（上記以外）		
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（極めて小規模によるもの）		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了後の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務廃止の場合における事業者の撤収費用		○

※細目的事項については、協議のうえ協定で定める。

（9）事業報告について

- ア 每月終了後、その月の管理の業務に関する事業報告をすること。
- イ 每年度終了後60日以内（指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内）に、周南市の指定する様式又はその要件を満たす書類によりその年度の管理の業務に関する事業報告を行うこと。

（10）指定管理者評価制度について

条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、指定管理者の評価を実施する。

（11）公共施設の再配置について

周南市では、行財政改革をより積極的に推進するため、「公共施設の再配置」に本格的に取り組むこととしており、この取り組みが進捗した場合は、指定管理期間中に施設を廃止することがある。その場合において、周南市は、事前に指定管理者と協議を行う。

6 申請の手続き等

（1）提出先

〒745-8655 周南市岐山通1-1

周南市 商工振興課 商工労働担当

電話番号：0834-22-8373

FAX番号：0834-22-8357

電子メール：shoko@city.shunan.lg.jp

(2) 提出方法

郵送、持参又は電子メール

(3) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を周南市に提出してください。

- ア 指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）
- イ 法人にあっては法人登記事項証明書
- ウ 印鑑証明書（法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもの）
- エ 最近1年間の法人又は団体の国税、県税及び市税の納税証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の納税証明書
- オ 定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類
- カ 法人又は団体の概要を示す書類
 - ・沿革や実績を示す書類
 - ・組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ・決算関係書類又は決算見込みを説明する書類
 - ・予算関係書類（事業計画書、收支予算書）
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 施設の事業計画書（別記様式第2号）
- ケ 役員名簿

※作成に当たっては、「提出書類作成要領（別紙2）」を参照すること。

周南市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(4) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、周南市は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがある。なお、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。

(5) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とする。

7 審査項目・配点

指定管理者の選定に当たっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション審

査)において、以下の選定基準に基づいて審査を行う。

【審査項目】

配点	1次審査			2次審査
	絶対的条件 (20点)	経営能力 (65点)	事業計画書 (115点)	プレゼンテーション (150点)
審査項目	<ul style="list-style-type: none">・申請資格・管理運営基本方針 <ul style="list-style-type: none">・経営能力・専門性・規則・規定の整備・情報公開・個人情報保護・サービス向上・稼働率、利用者の向上・危機管理・災害時対応	<ul style="list-style-type: none">・施設目的理解度・目標管理・運営理念・施設振興方策・地域連携・支援・運営提案・適正な業務委託・職員採用・配置・人材育成・研修計画・ICT対応・円滑な施設運営・利用者要望・意見集約・予算・収支計画・実施計画書・施設使用対応	<ul style="list-style-type: none">・施設の設置目的の理解・目標管理・公共性の担保・独自の工夫によるサービスの向上・施設管理・モニタリング・収支計画	

※1次審査及び2次審査の得点が、それぞれ総得点の100分の60以上を満たすこと

8 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者候補者の決定後、周南市公式ホームページで公表する。

【審査結果の公表事項】

- (1) 申請要項及び業務仕様書
- (2) 審査会設置要領
- (3) 選定結果(候補者の名称、評価点(合計点及び審査項目点)、選定理由)

9 指定管理者の指定手続

(1) 1次審査(書類審査) 令和7年10月上旬

申請者には、結果を通知

(2) 2次審査(プレゼンテーション審査・ヒアリング審査) 令和7年10月上旬

(3) 指定管理者の候補者の選定

(4) 結果通知

2次審査の結果を通知

(5) 指定管理者の指定

周南市議会による指定の議決を経て、指定通知書により通知

(6) 指定の期間を通した基本協定を締結

(7) 各年度当初予算議決後、年度ごとの個別協定を締結

(8) 保証金について

この協定の保証金については、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）第48条の規定を準用する（免除については同条第3項の規定を準用）

10 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、周南市公式条例の規定により公告し、かつ本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口に据え置く。また、周南市広報及び周南市公式ホームページに掲載する。

(別表)

今後の主なスケジュール

日付	内容
令和7年9月17日（水）～9月18日（木）	質問事項受付期間
令和7年9月17日（水）～9月19日（金）	質問事項回答
令和7年9月22日（月）～9月26日（金）	申請書受付期間
令和7年10月上旬（予定）	1次審査の実施
令和7年10月上旬（予定）	2次審査（プレゼンテーション）の実施
令和7年12月議会（予定）	指定管理者の議決
令和7年12月下旬（予定）	指定管理者の指定

(別紙1)

質問票

周南市長様

団体名

担当者名

連絡先(電話)

(FAX)

質問項目	質問内容

提出書類作成要領

1 指定管理者指定申請書

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年周南市規則第31号。以下「規則」という）別記様式第1号の指定管理者指定申請書

2 法人にあっては法人登記事項証明書及び印鑑証明書（法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもの）

3 最近1年間の、法人又は団体の国税、県税及び市税の滞納がないことを証する証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の滞納がないことを証する証明書

申請日前3箇月以内に交付されたものを提出すること

4 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類

申請日現在のものを提出すること

5 法人又は団体の概要を示す書類

（1）沿革・実績を示す書類

法人又は団体の概要が分かる任意様式の書類やパンフレット等

（2）組織及び運営に関する事項を記載した書類

ア 就業規則、経理規程、給与規程その他法人の諸規程類

イ 情報公開、個人情報保護に関して

・情報公開、個人情報保護に関する規程の写し又は基本的考え方と規程を作成する予定期
月

・取組実績（苦情解決等）

ウ サービス自己評価等への取組状況又は考え方を示す書類

エ 防災体制、施設内事故が発生した場合の対応方法等危機管理に対する考え方を示す書類

（3）決算関係書類又は決算見込みを説明する書類

ア 会計年度が半年を過ぎていない場合は、過去2年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書

イ 会計年度が既に半年を過ぎている場合は、前年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書と今年度のこれらに類する書類

ウ 過去5年間で法令に基づく監査の結果及び指導事項等に対する対応状況等に関する書類があれば、その書類

（4）予算関係書類

- ア 会計年度が半年を過ぎていない場合は、今年度に係る事業計画書、収支予算書
- イ 会計年度が既に半年を過ぎている場合は、来年度に係る事業計画書、収支予算書

6 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

指定管理者として指定の申請を行うことに係る意思決定機関の議決であることを記した書類
(代表者による原本証明を行うこと)

7 施設の事業計画書（規則別記様式第2号の事業計画書）

以下の項目について記載すること

- (1) 周南市の条例等の規定による施設の目的についての認識、考え方
- (2) 運営の理念
- (3) 施設目的及び活動の振興方策
- (4) この施設を中心とした地域活動支援方策
- (5) 今後の運営に当たっての提案等
- (6) 運営に当たっての目標
- (7) 職員採用、配置の考え方
 - ア 指揮、命令系統を示した組織図（配置職員数と業務内容もわかるようにすること）
 - イ 平日、土曜日、日曜日及び休日の職員配置を示す書類
- (8) 人材育成、研修計画
- (9) 高度情報化社会への対応（IT化への対応）方策
- (10) 円滑な施設運営についての考え方（質の高い利用者サービスを確保しつつ、円滑な運営を行うための提案等）
 - (11) 利用者からの要望、意見（苦情を含む）の集約方法、実施方法及び体制
 - (12) 委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受託者への指導体制）
 - (13) 年度ごとの施設管理及び事業運営経費の収支計画書（周南市が指定管理料として支払う部分については必要上限額を参考）
 - 自然災害その他公の施設としての占用使用または老朽化等の原因により使用不能になったときの対応も明記すること
 - 委託予定業務がある場合は、項目と金額を明記すること
- (14) 指定管理業務を実施するに当たり必要な準備業務に係る実施計画

8 役員名簿

役員の構成及び氏名、生年月日、性別、住所等を証する書類